



目 次

規 則	ペー
◎高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県調理師法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則	2
◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
◎高知県重度心身障害児療育手当支給規程の一部改正	(障害保健福祉策課) 2
◎農地中間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理機構の指定	(農地・担い手対策課) 2
公 告	
○平成26年度前期技能検定試験の実施	(雇用労働政策課) 2
○平成26年度随時実施技能検定試験の実施	(") 5

規 則

高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成26年3月25日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第11号
高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例（平成26年高知県条例第34号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成26年4月1日とする。

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月25日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第12号
高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則（平成20年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。
題名中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。
第1条中「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」に改める。
第4条第2項及び第3項中「緊急避難場所」を「津波避難場所」に改める。
第5条の見出し中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改め、同条中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改め、同条第4号中「及び同条第6項」を「、同条第6項」に、「認知症対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業及び同条第7項に規定する複合型サービス福祉事業」に改め、同条第7号中「に規定する共同生活介護、同条第11項」を削り、「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第16項」を「同条第15項」に、「同条第12項」を「同条第11項」に、「同条第26項」を「同条第25項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める。
別記第2号様式の1、同様式の2及び同様式の3並びに同様式注2及び注6中「緊急避難場所」を「津波避難場所」に改める。

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月25日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第13号
高知県調理師法施行細則の一部を改正する規則
高知県調理師法施行細則（昭和34年高知県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）」を「という。）を施行するため、法、」に、「という。）に」を「という。）並びに高知県調理師法関係手数料徴収条例（平成26年高知県条例第2号）に」に改める。

第2条第2項中「第3条第1号」を「第3条第1項第1号」に改める。
第3条を次のように改める。
（調理師試験の公告）

第3条 法第3条の2第1項の規定に基づく調理師試験の期日、場所、受験願書の提出期間その他調理師試験に関し必要な事項は、知事が高知県公報に登録して公告する。

第4条第1項中「試験を」を「調理師試験（法第3条の2第2項の規定に基づき知事が調理師試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることとした者（第3項において「指定試験機関」という。）が行うものを除く。次条及び第6条において同じ。）を」に改め、同項ただし書中「当該試験」を「当該調理師試験」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定試験機関が行う調理師試験を受けようとする者は、指定試験機関が定めるところにより、指定試験機関に申し込まなければならない。

第5条中「試験」を「調理師試験」に改める。
第6条中「試験」を「調理師試験」に、「取り消すことができる」を「取り消すことができる」に改める。

別記第1号様式、別記第5号様式及び別記第7号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改める。

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月25日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第14号
高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成5年高知県規則第39号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第18号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「同条第26項」を「同条第25項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改め、「、同条第10項に規定する共同生活介護」を削り、「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第16項」を「同条第15項」に改め、同条第2項第13号中「第5条

第12項を「第5条第11項」に、「同条第26項」を「同条第25項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に、「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第17項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第15号

高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

高知県社会福祉審議会規則（平成12年高知県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「第5条第23項」を「第5条第22項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第16号

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成9年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表2の項(2)中「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第17号

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年高知県規則第23号）の一部を次のように改正する。
第6条の3第3項中「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第18号

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「16,500円」を「17,900円」に、「13,700円」を「14,900円」に、「12,100円」を「13,100円」に、「11,000円」を「11,900円」に、「9,100円」を「9,900円」に、「8,100円」を「8,700円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第183号

高知県重度心身障害児療育手当支給規程（昭和48年5月高知県告示第254号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

第2条第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

高知県告示第184号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構の指定をしたので、同法第5条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 農地中間管理機構の名称及び住所
公益財団法人高知県農業公社
高知市丸ノ内二丁目4番1号
- 2 農地中間管理事業を行う事務所の所在地

- 高知市丸ノ内二丁目4番1号
- 3 農地中間管理事業の開始年月日
平成26年4月1日
 - 4 指定年月日
平成26年3月4日

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成26年度前期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施する等級、検定職種等
実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。

(1) 一級及び二級職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業、家具機械加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金

属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真デジタル作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 三級職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級職種

塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成26年6月4日（水）から同年9月9日（火）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 一級、二級、三級（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者を除く。）及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	17,900円
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	

	高周波・炎熱処理作業
機械加工	普通旋盤作業
	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	数値制御フライス盤作業
	平面研削盤作業
	円筒研削盤作業
	マシニングセンタ作業
放電加工	数値制御形彫り放電加工作業
	ワイヤ放電加工作業
鉄工	製缶作業
	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金作業
	ダクト板金作業
工場板金	曲げ板金作業
	打出し板金作業
めっき	電気めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業

切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業
機械保全	機械系保全作業
	電気系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
産業車両整備	産業車両整備作業
建設機械整備	建設機械整備作業
家具製作	家具手加工作業
	家具機械加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
	木製建具機械加工作業
石材施工	石張り作業
建築大工	大工工事作業
とび	とび作業
左官	左官作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
タイル張り	タイル張り作業
畳製作	畳製作作業
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	アクリルゴム系塗膜防水工事作業

	シーリング防水工事作業	
	F R P 防水工事作業	
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	
	木質系床仕上げ工事作業	
	鋼製下地工事作業	
	ボード仕上げ工事作業	
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	
化学分析	化学分析作業	
表装	壁装作業	
塗装	建築塗装作業	
	金属塗装作業	
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業	
写真	肖像写真デジタル作業	
商品装飾展示	商品装飾展示作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
染料調色	調色作業	
産業洗浄	高圧洗浄作業	
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	14,900円
機械検査	機械検査作業	

(イ) 三級職種（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者に限る。）

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	11,900円
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
工場板金	曲げ板金作業	
	打出し板金作業	
めっき	電気めっき作業	
仕上げ	機械組立仕上げ作業	
機械保全	機械系保全作業	
	電気系保全作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
建築大工	大工工事作業	
とび	とび作業	
左官	左官作業	

塗装	金属塗装作業	
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業	
商品装飾展示	商品装飾展示作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
機械検査	機械検査作業	9,900円

- エ 問題の公表
 実技試験の問題は、あらかじめ平成26年5月28日（水）に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。
- (2) 学科試験
 ア 実施期日
 検定職種ごとに次のとおりである。
 (ア) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
造園 金属熱処理 産業車両整備 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 産業洗浄	平成26年8月24日（日）
機械加工 鉄工 めっき アルミニウム陽極酸化処理 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 広告美術仕上げ 商品装飾展示	平成26年8月31日（日）

写真	平成26年9月3日（水）
園芸装飾 鋳造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電気機器組立て 石材施工 ブロック建築 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾 塗料調色	平成26年9月7日（日）

(イ) 三級職種

検定職種	実施期日
園芸装飾 造園 鋳造 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 機械保全 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 広告美術仕上げ 商品装飾展示 フラワー装飾	平成26年7月20日（日）
金属熱処理	平成26年8月24日

イ 実施場所

- 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
- ウ 手数料
3,100円
- 3 受検の申請手続
- (1) 提出書類
ア 技能検定受検申請書（知事が別に定めるものとする。）
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
- (2) 書類の提出先
高知市布師田3992-4（高知県立地域職業訓練センター内）高知県職業能力開発協会
なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- (3) 書類の受付期間
平成26年4月7日（月）から同月18日（金）まで（郵送による場合は、平成26年4月18日付けの消印のあるものまで受け付ける。）
- (4) 技能検定受検申請書の交付
技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会に交付する。
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。
- (5) 手数料の納付方法等
手数料は、申請書に添えて納付すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。
受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。
- 4 合格者の発表等
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、平成26年10月3日（金）に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県立高知高等技術学校ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>）に掲載する。
なお、三級職種のうち同年7月20日に学科試験を実施する職種に係る技能検定に合格した者の受検番号については、同年8月22日（金）に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県立高知高等技術学校ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>）に掲載する。
- 5 技能検定合格証書等の交付
一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。

また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他

この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）又は高知県職業能力開発協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成26年度随時実施技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施する等級及び検定職種

実施する等級及び等級に応じ実施する検定職種は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。ただし、(1)に掲げる三級職種の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受検することができる。

(1) 三級職種

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(2) 基礎一級及び基礎二級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施

工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	
2 実施期日、実施場所等	
(1) 実技試験	
ア 実施期日 平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日	
イ 実施場所 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所	
ウ 手数料 検定職種ごとに次のとおりとする。	
検定職種	手数料
さく井 鑄造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 染色 ニット製品製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 建具製作 紙器・段ボール箱製造 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック成形 石材施工	17,900円

パン製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき とび 左官 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 ウェルポイント施工 表装 塗装 工業包装	
機械検査 婦人子供服製造	14,900円
エ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。	
(2) 学科試験	
ア 実施期日 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日	
イ 実施場所 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所	
ウ 手数料 3,100円	
3 技能検定受検申請書の受付期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、随時受け付ける。	
4 技能検定受検申請書の請求先及び提出先 高知市布師田3992-4（高知県立地域職業訓練センター内） 高知県職業能力開発協会 なお、技能検定受検申請書（知事が別に定めるものとする。）の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書することとし、技能検定受検申請	

書を郵送する場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 合格者の発表等
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者には、高知県知事から合格証書が交付される。
また、三級の技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から三級の技能士章が交付される。

6 その他
この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。
また、この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）又は高知県職業能力開発協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。